

令和6年度「広域物流網利用促進事業」の御案内

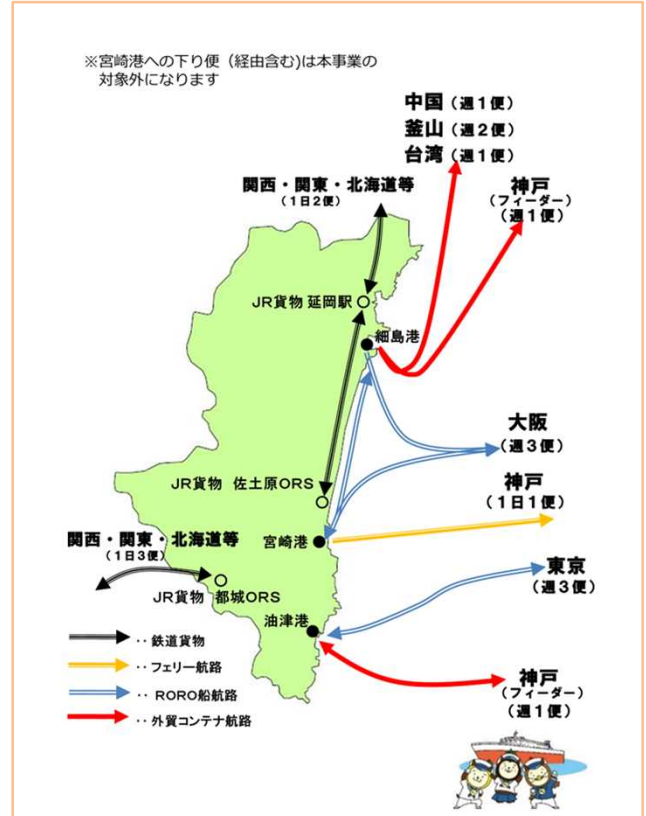
宮崎県では、モーダルシフト等促進のため、県内発着の海上定期航路又は貨物駅（下図参照）を利用する貨物に対し、輸送した貨物の量に応じた額の補助を行います。

【募集期間について】 令和6年4月1日（月）～ 令和6年6月14日（金）
 ※申請の状況によっては追加募集を行います。

【補助対象・補助額について】

対象貨物	新規貨物・増加貨物 （増加貨物とは、前年度及び前々年度の平均輸送量を上回る部分の貨物のこと）
補助対象者	「荷主」 または 「運送事業者」 ※ ※県内運送事業者は「モーダルシフト促進強化事業」の対象。
対象期間	12か月間 （輸送開始日の属する年度の4月～3月）
補助額	対象期間中に輸送した貨物の量に応じた額（下表参照）

【宮崎県の海上・鉄道輸送網】



【補助単価表】

種類（規格）		単価
海上	単車（全長8m以上）	8,000円
	トレーラー（全長8m以上）	10,000円
	海上コンテナ（40フィート）	10,000円
	海上コンテナ（20フィート）	5,000円
鉄道	鉄道コンテナ（20フィート）	5,000円
	鉄道コンテナ（12フィート）	3,000円

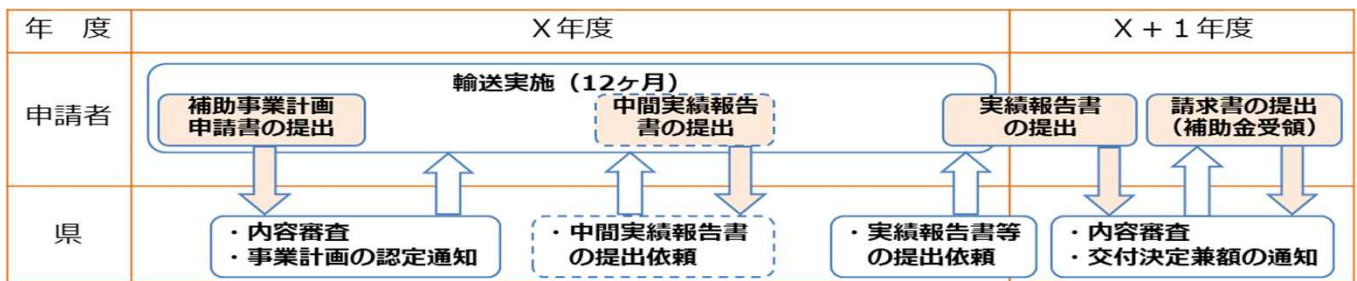
【各種割増について】 以下に当てはまる場合は、いずれも1.2倍に割増されます！

大口割増	補助単価表で積算して得られた対象貨物の総額が 250万円以上 の場合
下り荷割増	宮崎県着の貨物の場合
立地企業割増	荷主が宮崎県の 立地企業 ※に認定されている場合 ※認定日（複数回認定されている場合は直近の認定日）の属する年度から10年以内
ホワイト物流割増	申請者が「 ホワイト物流 」推進運動宣誓書に基づく取組を実施している場合
パートナーシップ構築宣言割増	申請者が パートナーシップ構築宣言 に基づく取組を実施している場合

【手続きについて】

- ・県が定める募集期間内に申請をお願いします。
- ・申請書類等の様式や細部申請手順は県HP（しごと・産業>交通・物流>物流）の御確認をお願いします。

<申請の流れ>



問い合わせ先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橋通東2-10-1 宮崎県総合政策部 総合交通課 広域交通・物流担当
 電話：0985-26-7038 FAX：0985-24-1383 E-mail：sogokotsu@pref.miyazaki.lg.jp